

第41条 当社は、受寄物の内容を検査しないときには、その内容と証券に記載した種類、品質又は数量との不一致については、責任を負わない。この場合においては、受寄物の内容を検査しない旨又はその記載が寄託者の申込による旨を証券面に表示する。

(賠償額の算定)

第42条 受寄物の滅失又は損傷による損害に対する当社の賠償金額は、損害発生当時の時価、発生の時期が不明であるときは、発見当時の時価により損害の程度に応じて算定する。ただし、時価が受寄物の火災保険金額又は寄託価額をこえる場合は、その保険金額又は寄託価額により損害の程度に応じて算定する。

(損害受寄物に関する権利の取得)

第43条 当社が損害を生じた受寄物についてその価額の全部を支払ったときは、当社は、寄託者又は証券所持人がその受寄物について有する一切の権利を取得する。

(引渡による責任の消滅)

第44条 当社は、寄託者又は証券所持人が留保しないで寄託物を受け取った後は、その貨物の損害について責任を負わない。

(寄託者の賠償責任)

第45条 寄託者は、第8条第3項の場合当社に与えた損害又は寄託物の性質若しくは欠かんにより生じた損害については、過失の有無にかかわらず、賠償の責任を負わなければならない。

(引取遅延による損害)

第46条 寄託者が第11条第2項により引き取るべき貨物の引取が遅れたために当社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

第47条 当社が寄託の申込を承諾した後に寄託申込者が約定の日に貨物を引き渡さなかつたときは、寄託者又は寄託申込者は、その日から引渡のあつた日まで又は契約の解除の日までの保管料相当額の損害金を支払わなければならない。

第9章 保管料、荷役料、手数料等

(料金の支払)

第48条 寄託者又は証券所持人は、当社が国土交通大臣に届け出た倉庫保管料及び倉庫荷役料並びにその他の費用を当社の定めた日までに支払わなければならない。

2 寄託者又は証券所持人は、証券、証書若しくは通帳の発行、分割又は書換を請求するときは、当社が国土交通大臣に届け出た手数料を支払わなければならない。

(延滞金)

第49条 寄託者又は証券所持人は、当社が定めた日までに前条の料金を支払わないときは、その日の翌日から支払のあつた日までの日歩4銭の延滞金を支払わなければならない。